

写

令和5年8月7日

埼玉労働局長
久知良 俊二 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月5日付け埼労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和3年度10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額956円）は、令和3年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添「埼玉県最低賃金の改定決定に関する報告書」の別紙3により、賃金引上げに対する各種支援等に関する要望が取りまとめられたので、併せて報告する。



埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,028円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 956 円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（111,424 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$956 \text{ 円 (埼玉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 135,581 \text{ 円}$$

令和5年8月7日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県最低賃金専門部会
部会長 土屋 直樹

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和3年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額956円）は、令和3年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の報告については、別紙3のとおり、賃金引上げに対する各種支援等に関する使用者代表委員としての要望を含めた上で、最終的に公労使の全会一致で合意に至ったものである。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 鈴木 奈穂美
土屋 直樹
福田 素生

労働者代表委員 柿沼 聡
近藤 正人
二階堂 祐輔

使用者代表委員 嶋田 昌美
廣澤 健一
藤本 浩正

(五十音順)

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,028円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 956 円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（111,424 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$956 \text{ 円 (埼玉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 135,581 \text{ 円}$$

賃金引上げに対する各種支援等に関する国への要望

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確実に実施することを国に対し強く要望する。

記

- 1 令和3年度以降、最低賃金の大幅引上げが続いていることから、中小企業・小規模事業者のおかれている厳しい経営環境に配慮しつつ、生産性向上の取組や労務費の上昇分も含めた価格転嫁が適切に行われるよう、ものづくり補助金、事業再構築補助金や賃金引上げ促進税制など各種施策の充実・強化等必要な対策を徹底し、賃金引上げの原資の確保につながる支援を継続的に実施すること。加えて、パートナーシップ構築宣言企業の増加と取組の効果について、国として注視すること。
- 2 生産性向上に取り組むとともに事業場内最低賃金を一定以上上げた場合に支給される業務改善助成金について、埼玉においては、令和4年度における支給件数が105件と、県内の中小企業約16万社に対して必ずしも広く活用されているとは言えない。最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が各種支援制度を活用しやすくするために、手続の簡略化を図る、相談窓口の周知を行うなどの検討を進め、その施策の効果を中央最低賃金審議会において報告すること。
- 3 各種物価上昇に伴う労働者の生計費及び企業負担の上昇に対しても「燃料油価格激変緩和対策事業」などの物価・生活対策としての政府による支援も継続して行うこと。
- 4 近年の最低賃金の大幅な引上げに伴って、非正規・パートタイム労働者が103万円や130万円に届かないように就業調整を行うケースが増加している。こういった状況は、労働者自身の収入が増加しないだけでなく、企業の人手不足にもつながるものであり、いわゆる「年収の壁」を抜本的に見直し、基礎控除額や給与所得控除額の引上げを早急に検討すること。

以上